

生活保護の住宅扶助引き下げ

柔軟対応の自治体も

生活保護の住宅扶助（家賃）上限が7月から地域によって引き下げられた問題で、自治体の対応の違いが明らかになっていきます。機械的な「転居指導」などを行う自治体がある一方、厚生労働省が示した、経過措置の「通知」（4月）を生かし、利用者の意思や生活状況に応じた対応をしている自治体もあります。（西口友紀恵）



厚生労働省に要望書を手渡す会のメンバー（7月21日、東京都）

厚労省は「通知」で、7月以降も従来の家賃のまま暮らせる要件として、①通院・通所、あるいは通勤・通学について、転居によってそれらに支障をきたすおそれがある場合②高齢者、身体障害者などで日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けている場合など、転居によって自立を阻害する恐れがある場合一をあげています。

転居一律でなく

大阪府のある自治体は、②について厚労省から「対象は高齢者、障害者に限らず柔軟に対応してよい」と説明を受けました。

担当者は「どんな世帯でも

経過措置の「通知」を活用

住み慣れたところを離れ、環境を変えることは自立が阻害される可能性があると考えています。転居を一律に求めることはしないと決めた。府内の別の自治体の担当者も「国の通知にそって、極力従来の家賃で対応するよう配慮している」と話します。

「通知」の内容を利用者に知らせず、転居や家主との値下げ交渉などを迫る自治体がある一方、きちんと内容を知らせている自治体もあります。

広島県福山市は、経過措置などを簡条書きにし、その世帯がどこに該当するかチェックを入れて一目で分かる「お知らせ」を作成。主に訪問して説明しています。「70人近いケースワーカーが統一的な視点でとらめめるように心がけた」といいます。

福山生活と健康を守る会が6月半ば、例外規定など経過措置について利用者にきちんと説明するように市に要請して

いました。

住宅扶助基準の引き下げは、保護世帯の約3割、44万世帯に及び、削減額は18年度までで総額190億円（15年度は約30億円）にもなりま

す。全国生活と健康を守る会連合会の安形義弘会長は「3年連続で生活扶助（生活費）が引き下げられたうえに、住宅扶助の削減や転居を告げられパニックになったなど、不安の声が多く寄せられている」と指摘します。

総額740億円に上る生活扶助引き下げでは、のべ3万人近くが審査請求を行い、24都道府県で約800人が違憲訴訟に立ち上がるなど、運動が大きく広がっています。

居住権守る義務

「住宅扶助基準引き下げは金額の妥当性以前の問題。何の落ち度もない利用者に転居を強要する処分は、生活保護法第56条（不利益処分の禁止）に明確に違反する人権侵害で、撤回しかない」と安形会長。「経過措置などの活用で利用者の居住権を守ることが福祉事務所の義務です。7月21日の厚労省交渉でも『経過措置の適用が重要』との回答を得ている」と話しています。